	水路主任技術者（ＤＳ主任技術者）の選任を不要としていたが、制度見直しを行い、設置者の如何を問わず、ＤＳ主任技術者の選任を不要とした。	業省告示第99号の新規制定）		
銃器（空気銃）を用いて中型哺乳類を止めさしすることに係る鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化	銃器（空気銃）を用いたどう猛な中型哺乳類（アライグマやヌートリアなど）の止めさしについて、従来の通知では、鳥獣保護管理法の適用範囲内であるか明確でなかったが、安全の確保等を前提として、鳥獣保護管理法の適用範囲内で行われるものと解することが可能である旨を明確にした。	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正について（平成27年９月29日付け環自野発第1509291号自然環境局長通知）	平成27年９月29日施行（措置済）	環境省
高精度放射線治療における放射線診察室内での診療用放射線等とエックス線の同時ばくしゃが可能となる要件の緩和	放射線診療室内において、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置（以下「診療用高エネルギー放射線発生装置等」という。）とエックス線装置を同時に使用する場合には、共通した１つの制御装置を使用する必要があるとしていたが、厚生労働大臣の指定する放射線治療装置用シンクロナイザからの信号を用いて、診療用高エネルギー放射線発生装置等とエックス線装置の同時ばくしゃを制御する場合には、制御装置が２つであっても同時に使用できることとした。	医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年３月12日付医薬発第188号）	平成27年９月30日（措置済）	厚生労働省
史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限移譲範囲の拡大等	史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可について、 ①　都道府県又は市に移譲している権限の範囲を拡大する。 ②　市の区域内に存する国指定の史跡名勝天然記念物のうち、都道府県が管理団体であり、かつ、当該都道府県の教育委員会が管理のための計画を定めているものに係る現状変更等について、地方に移譲されている範囲において都道府県の教育委員会が許可することができることとする。	文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）	平成28年４月１日施行（措置済）	文部科学省
既存不適格超高層建築物への建築基準法の遡及適用の緩和	一定の耐震性を有する超高層建築物について、増改築部分が既存部分と構造上分離されている場合には、既存部分に現行の構造基準を適用することなく増改築することを可能とした。	建築基準法施行令第137条の２ 平成12年建設省告示第1461号	平成28年６月１日施行（措置済）	国土交通省

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年12月21日　　東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	福島県福島市入江町43番４から同市入江町41番まで

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年12月21日　　関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	１号	神奈川県中郡大磯町国府新宿字南日吉317番１から同郡二宮町二宮字下浜端380番１までの下り線

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月一日に、鈴鹿川水系河川整備計画を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十八年十二月二十一日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

統　計

四半期別ＧＤＰ速報（２次速報）(2016（平成28）年７～９月期)

内　閣　府

実質国内総生産（原系列）

（単位：2011暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫変動	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫変動	財貨・サービス純輸出	財貨・サービス輸出	財貨・サービス輸入	開差	国民総所得	総固定資本形成	最終需要
2015/ 10- 12.	132,227.7	75,299.4	73,189.8	60,119.7	3,889.8	19,534.6	1,634.5	26,412.3	7,180.4	−10.4	−1,776.5	21,006.8	22,783.3	63.6	137,664.3	30,611.6	130,580.0
2016/ 1- 3.	130,893.9	73,734.4	72,073.3	58,981.1	3,756.2	22,808.3	−2,309.0	27,014.3	7,167.0	62.1	−1,489.3	20,902.5	22,391.8	149.8	138,900.9	33,700.6	133,015.4
4- 6.	127,009.8	72,426.9	70,608.2	57,500.3	3,725.2	18,058.2	2,445.0	26,479.3	5,038.3	−6.6	−1,162.1	20,319.7	21,481.9	5.7	133,176.6	26,807.5	124,575.0
7- 9.	129,588.4	74,203.7	72,208.8	59,042.5	4,129.7	19,734.1	208.7	26,119.7	5,941.3	−2.2	−868.3	20,828.0	21,696.3	121.8	136,780.8	29,797.7	129,319.3

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。